

久喜市しょうぶ会館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則	現行規則（旧）
<p>○久喜市しょうぶ会館条例施行規則</p> <p>（利用の手続）</p> <p>第5条 <u>条例第7条第1項</u>の規定による利用の許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、その利用しようとする日の属する月の3月前の初日から利用する日の前日までに、公共施設利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、児童の利用者は、利用簿（様式第2号）に必要な事項を記載することによって利用の許可に代えるものとする。</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第6条 <u>条例第10条</u>に規定する使用料は、しょうぶ会館を利用する日までに納入しなければならない。</p>	<p>○久喜市しょうぶ会館条例施行規則</p> <p>（利用の手続）</p> <p>第5条 <u>条例第8条第1項</u>の規定による利用の許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、その利用しようとする日の属する月の3月前の初日から利用する日の前日までに、公共施設利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、児童の利用者は、利用簿（様式第2号）に必要な事項を記載することによって利用の許可に代えるものとする。</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第6条 <u>条例第11条</u>に規定する使用料は、しょうぶ会館を利用する日までに納入しなければならない。</p>